

令和 7 年 1 月 2 日 開会

川越市議会第 5 回定例会議案



議 案 目 次

議案第 94 号	第五次川越市総合計画基本構想の策定について · · · · ·	1
議案第 95 号	アナログ規制を見直すための関係条例の整備等に関する条例を定めることについて · · · · ·	2
議案第 96 号	川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	10
議案第 97 号	川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	15
議案第 98 号	特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	38
議案第 99 号	川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて · · ·	41
議案第 100 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて · · · · ·	42
議案第 101 号	川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	45
議案第 102 号	川越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて · · · · ·	48
議案第 103 号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	63
議案第 104 号	川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	65
議案第 105 号	川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	67
議案第 106 号	川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて · · · · ·	70

議案第107号	川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を定める ことについて	73
議案第108号	川越市やまぶき会館の指定管理者の指定について	74
議案第109号	川越西文化会館の指定管理者の指定について	75
議案第110号	川越南文化会館の指定管理者の指定について	76
議案第111号	川越運動公園の指定管理者の指定について	77
議案第112号	川越市総合福祉センターの指定管理者の指定について	78
議案第113号	川越市養護老人ホームやまぶき荘の指定管理者の指定について	79
議案第114号	川越市グリーンツーリズム拠点施設の指定管理者の指定について	80
議案第115号	川越地区消防組合規約の変更について	82
議案第116号	災害対策用備蓄品（避難所用パーテーション）の取得について	85
議案第117号	災害対策用備蓄品（避難所用簡易ベッド）の取得について	87
議案第118号	令和7年度川越市一般会計補正予算（第4号）	
議案第119号	令和7年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第120号	令和7年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	
議案第121号	令和7年度川越市歯科診療事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第122号	令和7年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議案第123号	令和7年度川越市水道事業会計補正予算（第1号）	
議案第124号	令和7年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	
議案第125号	令和7年度川越市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	

別冊

議案第94号

第五次川越市総合計画基本構想の策定について

第五次川越市総合計画基本構想を別冊のとおり策定するため、川越市総合計画策定条例第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

提 案 理 由

本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、このように措置する必要がある。

議案第 95 号

アナログ規制を見直すための関係条例の整備等に関する条例を  
定めることについて

アナログ規制を見直すための関係条例の整備等に関する条例を次のとお  
り定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

川越市長 森 田 初 恵

アナログ規制を見直すための関係条例の整備等に関する条例  
(川越市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 川越市財政事情の作成及び公表に関する条例 (昭和 23 年条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川越市財政状況の公表に関する条例

第 1 条中「地方自治法」の次に「(昭和 22 年法律第 67 号)」を加  
え、「より市長の作成する財政に関する所要事項を説明する文書(以下  
これを「財政事情」という。)の作成及び公表」を「よる財政に関する  
事項の公表(以下「財政状況の公表」という。)」に改める。

第 2 条第 1 項中「財政事情」を「財政状況」に改め、同条第 2 項中「  
已むを得ない」を「やむを得ない」に、「因り」を「より」に、「財政  
事情を公表する」を「財政状況の公表をする」に改め、同条第 3 項中「  
すくなくとも」を「少なくとも」に、「止んだ」を「やんだ」に、「1  
ヶ月以内においてこれをなきなければ」を「1箇月以内としなければ」  
に改める。

第 3 条第 1 項中「前条第 1 項の規定により」を「財政状況の公表は、

次に掲げる事項について行うものとし、当該事項のうち」に、「公表する財政事情においては、」を「行うものにあつては」に、「おける次に掲げる事項を記載するもの」を「係るものを、12月1日に行うものにあつては4月1日から9月30日までの期間に係るものを対象」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 歳入歳出予算の執行状況

第3条第1項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「公債」を「地方債」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号を同項第3号とし、同条第2項を削る。

第4条中「財政事情」を「財政状況」に、「掲示」を「川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）第2条第2項の規定の例」に改める。

第5条を削る。

第6条中「外、財政事情の作成及び」を「ほか、財政状況の」に改め、同条を第5条とする。

(川越市公告式条例の一部改正)

第2条 川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「、第5項」を「及び第5項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第2条第1項中「署名しなければ」を「署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を含む。以下この項において同じ。）をしなければ」に、「故障ある」を「事故がある」に、「其の」を「その」に、「署名する」を「署名をする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のウェブサイトに公布の対象となる事項を掲載することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、川越市役所前の掲示板に掲示して行うことができる。

第3条の見出しを「（規則の公布）」に改め、同条中「これを」を「について」に改める。

第4条第1項中「外」を「ほか」に、「公布若しくは」を「公布し、又は」に、「記入して市長印をおさなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項中「これを」を「について」に改める。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（その他の規則及び規程の公表）」を付し、同条第1項中「、傍聴人取締規則」を「及び傍聴規則」に、「にこれを」を「（別に定めのあるものを除く。）について」に改め、同項ただし書中「但し、第2条」を「この場合において、同条第1項」に、「「当該」を「、当該」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に、「にこれを」を「（前項の規則及び別に定めのあるものを除く。）について」に改め、同項ただし書中「但し」を「この場合において」に、「「当該機関名」を「、当該機関名」に改め、「、市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」」を削る。

第6条に見出しとして「（施行期日の特例）」を付し、同条中「又は市」を「若しくは第4条第1項の規程又は市」に改め、「の定める」の次に「前条第1項の」を、「若しくは」の次に「同条第2項の」を加える。

（川越市税条例の一部改正）

第3条 川越市税条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示場に掲示して行う」を「掲示板に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

(川越市下水道条例の一部改正)

第4条 川越市下水道条例（昭和39年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条中「者（以下）を「者（次条において）に、「が専属する」を「を選任している」に、「もの（以下）を「もの（同条において）に改める。

(川越市監査委員条例の一部改正)

第5条 川越市監査委員条例（昭和56年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「に規定する掲示板に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

(川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正)

第6条 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号を次のように改める。

(1) 許可証を事務所若しくは事業所（以下この号において「事務所等」という。）の見やすい場所に掲示し、又は許可証に記載された事項（以下この号において「許可事項」という。）を事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとるとともに、当該一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が管理するウェブサイトを有する場合にあっては、当該ウェブサイトに許可事項を掲載すること。

(川越市行政手続条例の一部改正)

第7条 川越市行政手続条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を

「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第31条第1項中「（法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）に基づくものを含む。以下この条において同じ。）」を削る。

（川越市屋外広告物条例の一部改正）

第8条 川越市屋外広告物条例（平成14年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第21条の見出し中「告示等」を「告示」に改め、同条第2項を削る。

第22条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

(川越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 川越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）第2条第2項の規定の例により行う。

(川越市都市公園条例の一部改正)

第10条 川越市都市公園条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「掲示する」を「掲示し、又は市のウェブサイトに掲載する」に改め、同項第2号中「掲示」の次に「又は掲載」を加える。

(川越市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第11条 川越市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「より、」の次に「市の執行機関等が定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4項中「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織

を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として市の執行機関等が定める場合には、市の執行機関等が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「より、」の次に「市の執行機関等が定める」を加え、「（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として市の執行機関等が定める場合には、市の執行機関等が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の執行機関等が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が、

当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の執行機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
  - (2) 第7条及び附則第3項の規定 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- 2 第3条の規定による改正後の川越市税条例第18条の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 第7条の規定による改正後の川越市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

書面の掲示又は備付け等のアナログ的手法を用いることとした規定を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第 96 号

川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例を定めることについて

川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例

川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27  
年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、  
住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録され  
ていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳と  
は別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定するた  
めの番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。別  
表第 1 及び別表第 3 において同じ。）による住登外者情報の管理に  
する情報（別表第 2 及び別表第 3 において「住登外者宛名関係情報」と  
いう。）であって当該市の機関が保有するものを利用することができる。  
別表第 1 中 6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次  
のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報 の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次のように加える。

8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の1の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は」を削り、「情報であって」を「情報又は生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に準じて行う措置に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）であって」に改め、同表の2の項を次のように改める。

2 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---------------------------

別表第2の3の項中「6の項」を「8の項」に改め、「保険給付の支給、地域支援事業の実施又は」を削り、「介護保険給付関係情報」を「介護保険料関係情報」に改め、「いう。」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加え、同表の5の項中「川越市重度心身障害者医療費支給に

する条例」を「川越市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する情報（13の項及び15の項において「こども医療費関係情報」という。）、川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例」に改め、「情報」の次に「（12の項及び15の項において「重度心身障害者医療費助成金関係情報」という。）又は川越市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報（12の項及び13の項において「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）」を加え、同表の13の項中「情報」の次に「又は住登外者宛名関係情報」を加え、同項を同表の17の項とし、同表の12の項中「又は」を「、」に改め、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」の次に「、こども医療費関係情報、重度心身障害者医療費助成金関係情報又は住登外者宛名関係情報」を加え、同項を同表の15の項とし、同項の次に次のように加える。

16 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
----------	---------------------------	------------------------

別表第2の11の項中「障害者関係情報」の次に「、生活保護実施関係情報」を加え、同項を同表の14の項とし、同表の10の項中「12の項」を「15の項」に、「又は」を「、」に改め、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、こども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は住登外者宛名関係情報」を加え、同項を同表の13の項とし、同表の9の項中「又は」を「、」に、「12の項」を「15の項」に改め、「。」の次に「、重度心身障害者医療費助成金関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は住登外者宛名関係情報」を加え、同項を同表の12の項とし、同表の8の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第123号）」を加え、「障害児通所支援又は」を削り、「情報」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加え、同項を同表の11の項

とし、同表の 7 の項を同表の 10 の項とし、同表の 6 の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に、「介護保険給付関係情報」を「介護保険料関係情報」に改め、同項を同表の 8 の項とし、同項の次に次のように加える。

9 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---------------------------

別表第 2 の 5 の項の次に次のように加える。

6 市長	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則	外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの

で定めるもの

別表第3中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
------	--	-------	------------------------

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
---------	--	----	------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

個人番号を利用することができる事務等を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第97号

川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川越市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		

36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200				
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600				
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900				
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200				
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500				
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800				
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100				
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400				
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700				
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000				
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100					
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400					
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700					
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900					
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200					
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400					
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700					
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900					
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200					
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500					
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800					
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000					
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300					
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600					
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800					
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000					
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300					
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600					
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800					
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000					
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300					
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600					
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800					
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000					
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300					
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600					
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800					
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000					
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300						
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600						
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800						

77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					
116		314, 400					
117		314, 600					
118		314, 800					

	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

## 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	

	36	401, 100	471, 800	530, 400	
	37	402, 500	473, 200	531, 400	
	38	403, 900	474, 900	532, 700	
	39	405, 300	476, 500	534, 000	
	40	406, 700	478, 000	535, 300	
	41	408, 200	479, 600	536, 300	
	42	408, 900	480, 800	537, 100	
	43	409, 500	481, 900	537, 900	
	44	410, 100	483, 000	538, 700	
	45	410, 900	484, 000	539, 600	
	46	411, 500	484, 900	540, 400	
	47	412, 100	485, 800	541, 200	
	48	412, 600	486, 600	541, 900	
	49	413, 100	487, 300	542, 700	
	50	413, 500	488, 000	543, 500	
	51	414, 000	488, 700	544, 200	
	52	414, 400	489, 300	545, 100	
	53	414, 800	489, 900	546, 000	
	54	415, 100	490, 600	546, 800	
	55	415, 400	491, 200	547, 700	
	56	415, 800	491, 800	548, 600	
	57	416, 100	492, 100	549, 400	
	58	416, 500	492, 700	550, 200	
	59	416, 800	493, 300	551, 000	
	60	417, 200	494, 000	551, 700	
	61	417, 600	494, 400	552, 500	
	62	417, 900	495, 000	553, 400	
	63	418, 200	495, 700	554, 300	
	64	418, 500	496, 400	555, 200	
	65	418, 800	496, 800	556, 000	
	66		497, 400	556, 900	
	67		498, 000	557, 800	
	68		498, 500	558, 700	
	69		499, 000	559, 500	
	70		499, 500	560, 400	
	71		500, 000	561, 300	
	72		500, 500	562, 200	
	73		500, 900	563, 000	
	74		501, 400		
	75		501, 800		
	76		502, 200		

	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、医師及び歯科医師で市規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	

36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200	461, 600	
37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600	461, 900	
38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800		
39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100		
40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400		
41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700		
42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000		
43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300		
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600		
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800		
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100		
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400		
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700		
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900		
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100		
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400		
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700		
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900		
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800			
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500			
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100			
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500			
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000			
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600			
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200			
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600			
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100			
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600			
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100			
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700			
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200			
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800			
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400			
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900			
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400			
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800			
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200			
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500			
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000			
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400			
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800			

77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200				
78	265,000	301,000	338,100	359,700					
79	265,300	301,200	338,500	359,900					
80	265,500	301,500	339,000	360,200					
81	265,700	301,800	339,500	360,700					
82	266,000	302,000	339,800	361,000					
83	266,300	302,300	340,000	361,300					
84	266,500	302,600	340,300	361,600					
85	266,700	302,800	340,700	362,000					
86		303,000	341,100	362,300					
87		303,200	341,400	362,600					
88		303,400	341,700	362,900					
89		303,800	342,000	363,300					
90		304,000	342,200	363,600					
91		304,200	342,600	363,800					
92		304,400	342,900	364,100					
93		304,800	343,100	364,400					
94		305,000	343,400	364,800					
95		305,200	343,700	365,200					
96		305,500	343,900	365,600					
97		305,800	344,100	366,100					
98		306,000	344,400	366,500					
99		306,200	344,700	366,900					
100		306,500	344,900	367,300					
101		306,800	345,100	367,800					
102		307,000	345,300						
103		307,200	345,700						
104		307,500	345,900						
105		307,800	346,100						
106			346,400						
107			346,800						
108			347,200						
109			347,400						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で市規則で定めるものに適用する。

第2条 川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の非常勤の特別職の項中「34,700円」を「35,700円」に改める。

(川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円

第7条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改める。

(川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第10条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第23条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度行政職給料表

職務の級	1級	2級
号 級	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700

33	242, 000	277, 400
34	242, 900	278, 200
35	243, 800	279, 000
36	244, 800	279, 600
37	245, 800	280, 300
38	246, 700	281, 100
39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500
41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900

73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000

112		313, 300	
113		313, 500	
114		313, 700	
115		314, 000	
116		314, 400	
117		314, 600	
118		314, 800	
119		315, 100	
120		315, 400	
121		315, 700	
122		315, 900	
123		316, 200	
124		316, 500	
125		316, 800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

会計年度医療職給料表

職務の級	1級	2級
号 級	給料月額	給料月額
	円	円
1	201,000	239,800
2	203,100	241,100
3	205,200	242,400
4	207,300	243,700
5	209,300	244,900
6	211,300	246,000
7	213,300	247,000
8	215,100	247,900
9	216,900	249,000
10	218,800	250,100
11	220,700	251,200
12	222,800	252,400
13	224,500	253,600
14	226,500	254,800
15	228,700	256,000
16	230,800	257,100
17	232,900	258,100
18	234,000	259,100
19	235,000	260,200
20	236,100	261,200
21	237,200	262,300
22	238,000	263,200
23	238,900	264,000
24	239,700	264,800
25	240,600	265,600
26	241,500	266,400
27	242,400	267,200
28	243,300	268,000
29	244,100	268,700
30	244,900	269,500
31	245,600	270,300
32	246,400	271,100

33	247, 100	271, 900
34	247, 700	272, 700
35	248, 400	273, 300
36	249, 100	274, 100
37	249, 800	275, 000
38	250, 400	275, 800
39	251, 000	276, 600
40	251, 600	277, 300
41	252, 200	278, 000
42	252, 800	278, 800
43	253, 400	279, 600
44	253, 900	280, 300
45	254, 300	281, 000
46	254, 900	281, 800
47	255, 300	282, 600
48	255, 700	283, 300
49	256, 100	284, 000
50	256, 600	284, 700
51	257, 100	285, 300
52	257, 600	286, 000
53	257, 900	286, 700
54	258, 200	287, 300
55	258, 500	288, 000
56	258, 800	288, 600
57	259, 100	289, 300
58	259, 400	290, 000
59	259, 700	290, 700
60	260, 000	291, 300
61	260, 300	291, 800
62	260, 600	292, 400
63	260, 900	293, 100
64	261, 200	293, 700
65	261, 500	294, 200
66	261, 800	294, 800
67	262, 100	295, 500
68	262, 400	296, 100
69	262, 700	296, 700
70	263, 000	297, 300
71	263, 300	297, 900
72	263, 500	298, 500

73	263,700	299,100
74	264,000	299,600
75	264,300	300,000
76	264,500	300,400
77	264,700	300,700
78	265,000	301,000
79	265,300	301,200
80	265,500	301,500
81	265,700	301,800
82	266,000	302,000
83	266,300	302,300
84	266,500	302,600
85	266,700	302,800
86		303,000
87		303,200
88		303,400
89		303,800
90		304,000
91		304,200
92		304,400
93		304,800
94		305,000
95		305,200
96		305,500
97		305,800
98		306,000
99		306,200
100		306,500
101		306,800
102		307,000
103		307,200
104		307,500
105		307,800

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士、臨床検査技師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

第6条 川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第10条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第12条第6項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第23条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第4条の規定（川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第2項の改正規定に限る。）及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（川越市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第11条第1項ただし書及び別表第1から別表第3までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（附則第4項において「新非常勤特別職職員報酬条例」という。）、第4条の規定（任期付職員条例第7条第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の任期付職員条例（同項において「新任期付職員条例」という。）及び第5条の規定（川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）

による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定 令和7年4月1日

(2) 第1条の規定（給与条例第11条第1項ただし書及び別表第1から別表第3までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第5条の規定（会計年度任用職員給与条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定 令和7年12月1日

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 令和7年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「新給与条例」という。）、新非常勤特別職職員報酬条例、新任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例（以下この項において「新会計年度任用職員給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例及び第5条の規定による改正前の会計年度任用職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新非常勤特別職職員報酬条例、新任期付職員条例及び新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 提 案 理 由

職員の給与の改定を行うため、このように措置する必要がある。

議案第98号

特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例（昭和46年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第4条 川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のよ

うに改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(川越市特別職の秘書の職の指定及び給与等に関する条例の一部改正)

第5条 川越市特別職の秘書の職の指定及び給与等に関する条例（平成23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

(川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第7条 川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第8条 議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第9条 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5

条、第7条及び第9条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例、第3条の規定による改正後の川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例、第6条の規定による改正後の川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び第8条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬等に関する条例（次項において「改正後の条例」と総称する。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例、第3条の規定による改正前の川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例、第6条の規定による改正前の川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び第8条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提 案 理 由

特別職の職員で常勤の者等の期末手当の支給月数を改定するため、このように措置する必要がある。

議案第99号

川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第100号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条第1項中「、第7条」を削り、同項の表第7条の項を削る。  
(川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第88号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、このように措置する  
必要がある。

議案第101号

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例及び川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に  
関する基準等を定める条例の一部を改正すること  
について

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例の一部を改正する条例  
(川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第1条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例（平成26年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼  
児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健  
康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12  
条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以  
下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳  
幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲  
げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所

等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断の項中「対する障害児の」を「対する」に改め、同表障害児が通学する学校における健康診断の項中「定期」を「通所する障害児に対する定期」に改め、同表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、このように措置する必要がある。

議案第102号

川越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて

川越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給

対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。第25条第3項及び第27条第1項において同じ。）を行う者、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとする際に、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について当該保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る

特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境並びに他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用の状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日、時間及び内容その他必要な事項を記録しなければな

らない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項の乳児等支援給付費をいう。以下この項及び第18条において同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他  
の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもとの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関

に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（法第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（法第7条第11項に規定する乳児等通園支援を行う者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（第3項及び第4項において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画
  - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  
ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援

給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、当該乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をし

た場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第103号

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を定めることについて

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2  
4年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「資格等」を「資格」に改め、同条中第4号を第5  
号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の  
8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条第5号において「  
こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第16条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附則第3項中「第16条第5号」を「第16条第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、このように措置する必要がある。

議案第104号

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めること  
について

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川越市国民健康保険税条例（昭和34年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.25」を「100分の7.33」に改める。

第4条中「3万6,300円」を「4万4,900円」に改める。

第5条中「100分の2.7」を「100分の2.73」に改める。

第6条中「1万4,100円」を「1万6,500円」に改める。

第7条中「100分の2.2」を「100分の2.27」に改める。

第8条中「1万5,000円」を「1万6,300円」に改める。

第20条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「2万5,410円」を「3万1,430円」に改め、同号イ中「9,870円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「1万500円」を「1万1,410円」に改め、同項第2号ア中「1万8,150円」を「2万2,450円」に改め、同号イ中「7,050円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「7,500円」を「8,800円」に改める。

「150円」に改め、同項第3号ア中「7, 260円」を「8, 980円」に改め、同号イ中「2, 820円」を「3, 300円」に改め、同号ウ中「3, 000円」を「3, 260円」に改め、同条第2項第1号ア中「5, 445円」を「6, 735円」に改め、同号イ中「9, 075円」を「1万1, 225円」に改め、同号ウ中「1万4, 520円」を「1万7, 960円」に改め、同号エ中「1万8, 150円」を「2万2, 450円」に改め、同号イ中「3, 525円」を「4, 125円」に改め、同号ウ中「5, 640円」を「6, 600円」に改め、同号エ中「7, 050円」を「8, 250円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第3項、第3条第1項、第4条から第8条まで並びに第20条第1項及び第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

国民健康保険税の課税額の見直しを行うため、このように措置する必要がある。

議案第105号

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、3級又は4級」を「又は3級」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの

第3条第1項中「第4条」を「次条」に、「含む。以下」を「含む。次条において」に改め、同項第2号ア(イ)中「以下」を「キにおいて」に改め、同号ア(ウ)中「以下」を「エ及びカにおいて」に改め、同号キ中「同項」を「同項第2号」に改め、同条第2項第2号中「（平成6年法律第30号）第14条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第5号中「前条第4号及び第5号」を「前条第5号又は第6号」に改める。

第4条第3項中「第2条第3号に該当する重度心身障害者が医療法（昭

和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第3号に該当する重度心身障害者(同条第1号、第2号、第5号又は第6号に該当する重度心身障害者を除く。)が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等
- (2) 第2条第4号に該当する重度心身障害者(同条第1号、第2号、第5号又は第6号に該当する重度心身障害者を除く。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項に規定する指定自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)を受けたときの一部負担金等以外の一部負担金等

第5条第1項中「が次の各号のいずれかに該当する」を「の前年(1月から9月までの間に新たに次条の規定により登録を受ける場合にあつては、前々年)の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額を超える」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条の改正規定(同条第2項第5号に係る部分を除く。)及び附則第3項の規定 公布の日
  - (2) 第2条第1号の改正規定、第5条第1項の改正規定、同項各号を削る改正規定及び同条第3項の改正規定並びに次項の規定 令和9年8月1日
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「第2号施行日」という。)の前日において改正前の第2条第1号に該当する重度

心身障害者として川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例第6条の規定による登録（以下この項及び次項において「登録」という。）を受けている者（第2号施行日において65歳以上の者であって、65歳に達する日前において身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第25号）別表第5号に定める4級の障害を有するものとして登録を受けたものに限る。）が第2号施行日以後においても引き続き改正後の第2条第1号に該当する重度心身障害者である場合における改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項第5号中「者（」とあるのは、「者（川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）附則第2項に規定する者並びに」とする。

3 改正後の第2条第4号に該当する者に係る登録及び川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例第7条の規定による受給者証等の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、当該登録は、同日において川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例第6条の規定によりされたものとみなす。

#### 提 案 理 由

医療費助成金の支給対象者の見直しを行うため、このように措置する必要がある。

議案第106号

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和49年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特定部分」という。」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下同じ。）」を加える。

第7条中「以下」の次に「この条及び第10条第3号において」を、「いう。」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「第6条」を「前条」に改める。

第8条第1項ただし書中「車いす」を「車椅子」に改める。

第9条第2項中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「少なくとも1台分」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 駐車施設に設ける自動車の駐車の用に供する部分の数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の数

(2) 駐車施設に設ける自動車の駐車の用に供する部分の数が 200 を超える場合 当該台数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数以上の数

別表第 1 非特定用途に供するものの部中「非特定用途」を「共同住宅の用途及び非特定用途」に改め、同表特定用途に供するものの部中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

第 2 条 川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「除く。」の次に「次条、第 6 条及び別表第 2 を除き、」を加える。

第 4 条第 1 項中「2,000 平方メートル以上」の次に「（特定部分が共同住宅の用途に供する場合にあつては、当該特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートル以上かつ戸数が 50 戸以上）」を、「新築し、特定部分の延べ面積」の次に「（特定部分が共同住宅の用途に供する場合にあつては、延べ面積及び戸数。以下この項及び第 6 条において同じ。）」を、「掲げる部分の延べ面積」及び「掲げる面積」の次に「又は戸数」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、戸数が 400 戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物を新築し、又は増築しようとする場合にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400 戸を超え 800 戸までの部分の戸数に 2 分の 1 を、800 戸を超える部分の戸数に 4 分の 1 をそれぞれ乗じたものの合計に 400 戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同項の規定を適用する。

別表第 2 倉庫の用途に供する部分の項の次に次のように加える。

共同住宅の用途に供する部分	100 戸
---------------	-------

別表第 2 特定部分（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫の用途に供

する部分を除く。) の項中「及び倉庫」を「、倉庫及び共同住宅」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例第4条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に建築物の新築若しくは増築又は用途変更に係る工事に着手する駐車施設について適用し、同日前に工事に着手した駐車施設については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

駐車場法施行令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第107号

川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を定め  
ることについて

川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定  
める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例  
川越市建築基準法関係手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次  
のように改正する。

別表第2第46号中「第137条の12第6項」を「第137条の12  
第11項」に改め、同表第47号中「第137条の12第7項」を「第1  
37条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第108号

川越市やまぶき会館の指定管理者の指定について

次のとおり川越市やまぶき会館の指定管理者を指定することについて、  
地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 川越市やまぶき会館                      |
| 2 指定管理者として  | 川越市郭町一丁目18番地7                  |
| 指定するもの      | 公益財団法人川越市施設管理公社<br>理事長 神 田 宏 次 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで         |

提 案 理 由

川越市やまぶき会館の指定管理者を指定するため、このように措置する  
必要がある。

議案第109号

川越西文化会館の指定管理者の指定について

次のとおり川越西文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 川越西文化会館                        |
| 2 指定管理者として  | 川越市郭町一丁目18番地7                  |
| 指定するもの      | 公益財団法人川越市施設管理公社<br>理事長 神 田 宏 次 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで         |

提 案 理 由

川越西文化会館の指定管理者を指定するため、このように措置する必要がある。

議案第110号

川越南文化会館の指定管理者の指定について

次のとおり川越南文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 川越南文化会館                        |
| 2 指定管理者として  | 川越市郭町一丁目18番地7                  |
| 指定するもの      | 公益財団法人川越市施設管理公社<br>理事長 神 田 宏 次 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで         |

提 案 理 由

川越南文化会館の指定管理者を指定するため、このように措置する必要がある。

議案第111号

川越運動公園の指定管理者の指定について

次のとおり川越運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 川越運動公園                         |
| 2 指定管理者として  | 川越市郭町一丁目18番地7                  |
| 指定するもの      | 公益財団法人川越市施設管理公社<br>理事長 神 田 宏 次 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで          |

提 案 理 由

川越運動公園の指定管理者を指定するため、このように措置する必要がある。

議案第112号

川越市総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり川越市総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1 公の施設の名称  | 川越市総合福祉センター                  |
| 2 指定管理者として | 川越市小仙波町二丁目50番地2              |
| 指定するもの     | 社会福祉法人川越市社会福祉協議会<br>理事長 後藤徳子 |
| 3 指定の期間    | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで       |

提 案 理 由

川越市総合福祉センターの指定管理者を指定するため、このように措置する必要がある。

議案第113号

川越市養護老人ホームやまぶき荘の指定管理者の指定について

次のとおり川越市養護老人ホームやまぶき荘の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| 1 公の施設の名称  | 川越市養護老人ホームやまぶき荘           |
| 2 指定管理者として | 川越市大字笠幡3590番地2            |
| 指定するもの     | 社会福祉法人加寿美福祉会<br>理事長 高 松 昭 |
| 3 指定の期間    | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで    |

提 案 理 由

川越市養護老人ホームやまぶき荘の指定管理者を指定するため、このように措置する必要がある。

議案第114号

川越市グリーンツーリズム拠点施設の指定管理者の指定について

次のとおり川越市グリーンツーリズム拠点施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1 公の施設の名称            | 川越市グリーンツーリズム拠点施設   |
| 2 指定管理者として<br>指定するもの | アグリリンク共同事業体<br>構成員代表者<br>東京都千代田区内幸町一丁目1番1号<br>株式会社日比谷花壇<br>代表取締役 宮 島 浩 彰<br>構成員<br>京都府京都市下京区東塩小路町607番地辰<br>巳ビル1階<br>株式会社マイファーム<br>代表取締役 西 辻 一 真<br>構成員<br>行田市行田22番10号<br>株式会社サンワックス<br>代表取締役 野 原 治 人 |
| 3 指定の期間              | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで   |

## 提 案 理 由

川越市グリーンツーリズム拠点施設の指定管理者を指定するため、この  
よう に措置する必要がある。

議案第115号

川越地区消防組合規約の変更について

次のとおり川越地区消防組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第2項の協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越地区消防組合規約の一部を変更する規約

川越地区消防組合規約（昭和48年指令地第1644号）の一部を次のように変更する。

第4条中「川越市神明町48番地4」を「川越市御成町1番地1」に改める。

第15条第1項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号の負担金を支弁する年度における組合市町の当該負担金の負担割合は、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める式により算定した額の合計額の割合とする。

第15条第3項中「負担金の負担割合」を「規定」に改め、同項第1号中「消防分署」の次に「（別表において「消防署等」という。）」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条関係）

経 費	算 定 式
(1) 消防署等の施設	施設等維持管理費に係

<p>等の維持管理に係る経費（組合市町の長が別に協議して定めるものに限る。以下この号において「施設等維持管理費」という。）</p>	$\frac{\text{る算定年度の決算額の合計額}}{\text{算定年度における組合市町に所在する消防署等の延べ面積}} \times \frac{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等の延べ面積の合計}}{\text{等の延べ面積}}$
<p>(2) 消防署等に所属する職員に係る人件費（組合市町の長が別に協議して定めるものに限る。以下この号において「職員人件費」という。）</p>	$\frac{\text{職員人件費に係る算定年度の決算額の合計額}}{\text{算定年度における職員人件費に係る職員の総数}} \times \frac{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等に配置される職員人件費に係る職員数}}{\text{等に配置される職員人件費に係る職員数}}$
<p>(3) 消防署等に配備される車両に係る経費（組合市町の長が別に協議して定めるものに限る。以下この号において「車両費」という。）</p>	$\frac{\text{車両費に係る算定年度の決算額の合計額}}{\text{算定年度における車両費に係る車両の総数}} \times \frac{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等に配備される車両費に係る車両数}}{\text{等に配備される車両費に係る車両数}}$
<p>(4) 前3号に掲げる経費を除く消防署等に係る経費及び消防組織法（昭和22年法律第22</p>	$\frac{\text{それぞれの組合市町の消防費に係る算定年度の基準財政需要額の平均額}}{\text{年度の決算額の平均額}} \times \frac{\text{その他経費に係る算定年度の決算額の平均額}}{\text{組合市町の消防費に係る決算額の平均額}}$

6号) 第9条第1号の消防本部に係る経費（以下この号において「その他経費」という。）	る算定年度の基準財政需要額の平均額の合計額
--	-----------------------

## 備考

- 1 この表において「算定年度」とは、当該年度の前々年度及びその直前の4箇年度をいう。
- 2 この表において「基準財政需要額」とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条第3号に掲げる基準財政需要額をいう。

## 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、組合を組織する市町の長が別に協議して定める日から施行する。

## 提 案 理 由

川越地区消防組合規約の変更に係る協議を行うため、このように措置する必要がある。

議案第116号

災害対策用備蓄品（避難所用パーテーション）の取得について

次のとおり災害対策用備蓄品（避難所用パーテーション）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

1 取得する財産 避難所用パーテーション 378台

2 契約の方法 一般競争入札

3 取得の金額 19,501,020円

4 契約の相手方 川口市本蓮一丁目1番9号

星野総合商事株式会社

代表取締役 星 野 晃一郎

提 案 理 由

災害対策用備蓄品（避難所用パーテーション）を取得するため、このように措置する必要がある。

## 入札結果表

- 1 件 名 災害対策用備蓄品（避難所用パーテーション）の購入
- 2 納入場所 川越市小仙波町五丁目6番地 川越第一中学校ほか
- 3 入札日時 令和7年10月24日 午後1時40分
- 4 入札場所 川越市役所3A会議室
- 5 納入期限 令和8年3月19日

No.	業者名	入札額（単位円）			
		第1回目	第2回目	第3回目	摘要
1	株式会社カナイ消防機材	18,400,000			
2	株式会社サイボウ	17,917,200			
3	星野総合商事株式会社	17,728,200			落札
付記	契約の金額 19,501,020円（消費税及び地方消費税を含む。） 3業者による一般競争入札の結果落札				

議案第117号

災害対策用備蓄品（避難所用簡易ベッド）の取得について

次のとおり災害対策用備蓄品（避難所用簡易ベッド）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

1 取得する財産 避難所用簡易ベッド 2,646台  
2 契約の方法 一般競争入札  
3 取得の金額 20,083,140円  
4 契約の相手方 川口市本蓮一丁目1番9号  
星野総合商事株式会社  
代表取締役 星 野 晃一郎

提 案 理 由

災害対策用備蓄品（避難所用簡易ベッド）を取得するため、このように措置する必要がある。

## 入札結果表

- 1 件 名 災害対策用備蓄品（避難所用簡易ベッド）の購入
- 2 納入場所 川越市小仙波町五丁目6番地 川越第一中学校ほか
- 3 入札日時 令和7年10月31日 午後1時30分
- 4 入札場所 川越市役所3A会議室
- 5 納入期限 令和8年3月19日

No.	業者名	入札額（単位円）			
		第1回目	第2回目	第3回目	摘要
1	株式会社カナイ消防機材	28,576,800			
2	株式会社サイボウ	26,460,000			
3	サイボ一株式会社	24,607,800			
4	星野総合商事株式会社	18,257,400			落札
付記	契約の金額 20,083,140円（消費税及び地方消費税を含む。） 4業者による一般競争入札の結果落札				